

大津市障害者自立支援協議会グループホーム部会 2024年度 提言書

はじめに

障害のある人が暮らすグループホームは、1960年代「民間下宿」として、信楽青年寮、信楽学園を卒業した人らが、職員の家を間借りし数名で生活しながら信楽の窯元で一般就労するような生活の形として始まりました。1980年代には、滋賀県の単独事業「滋賀県障害者生活ホーム」が立ち上がり、民間下宿は補助事業化しました。しかし、このころはまだ、入居できるのは「一般就労をしている障害者」に限られていました。

1989年には、国の制度として、知的障害者を対象としたグループホームが、1992年には精神障害者のグループホームが制度化されました。2006年障がい者自立支援法制定により身体障害者も利用できるようになりました。当時は、「介護を必要としない方を対象とするグループホーム」と、「介護を必要とする方が対象とするケアホーム」に制度が分かれています。

当時、グループホーム・ケアホームは「入所施設を出て、家庭に近い環境で暮らす」ことをイメージして地域の中にある、「普通の戸建て」に暮らすことを大切にしていました。そこでは、まさに「家族のように」暮らし、終の棲家として親が亡くなった後も安心して暮らせる場所を目指した国内にグループホームができ、入所施設を退所してグループホームで生活される方も増えていきました。

2006年当時、ケアホームは「介護があるホーム」として位置づけられていました。しかし、2014年障害者総合支援法が改正「グループホーム」と「ケアホーム」を一元化し、「グループホーム」という名称で統一。介護が必要な障害者もグループホームで生活するようになりました。（区分によって重介護が必要な人がいるホームは報酬が高く設定された）

以前のグループホームでは、世話人は、主に、「介護を必要としない方向けのグループホーム」で働いていました。しかし、入居されている障害のある方の加齢に伴い、「介護を必要としない人向け」であったグループホームでも介護が必要になってきており、それは働いている人たちの戸惑いにも繋がっています。入居者が転倒し骨折するなどの事故の報告も目立つようになってきました。

いま、地域のグループホームでも、高齢化が進み、「家庭に近い環境」として理想とされていた「戸建て」の家は、段差が多く高齢者には暮らしにくい建物になってきています。しかし、グループホームであるため、入居者個人の住宅改修費などを使うことはできません。さらに、災害の多い日本では耐震基準の問題、また、火災が起きた時のためのスプリンクラーの設置等、「地域の中にある一般家庭」ではない設備を求められています。

このような厳しい状況下でも、障害のある人の暮らしを支えるためにがんばってきましたが、2023年に起こった日中支援型グループホームでの食材費の不正使用に端を発し、真面目に支援を続けてきたグループホームにも、食材費や水光熱費等、とても細かい事務作業を求められるようになりました。さらに、2024年の報酬改定では、基本報酬区分の見直しがなされ、「4:1」の設定がなくなりました。地域にある戸建てを利用したグループホームはほとんどが4~5人までの定員になっています。これは実質的な報酬単価の切り下げになります。まるで、地域の中にある小さな民家型のグループホームはつぶれてもよく、1960年代以前のような人里離れた場所に大人数で暮らす施設に回帰しようとしているように感

じました。加算が付くと言われますが、加算をとるための事務作業が増え、利用者の支援に影響が出ています。

また、地域連携推進会議を設置することも求められています。地域住民の一人としてその地域で生活していくためには地域との連携は不可欠です。しかし、「地域の一般の家庭のように」と言われていたグループホームに年 1 回他人が見学に来るとするのは、グループホームの住民の立場に立てば望ましいものとは思えません。

そのような厳しい現状のもとで、大津で暮らす障害のある人が、安心して暮らし続けられるグループホームであるために、どのような地域づくり・グループホームづくりを目指していくか考えました。

<グループホームでのより良い暮らしを目指すための提言>

①事務仕事を減らし、支援に充てる時間を増やしたい

- ・ 求められる書類等の事務仕事が多く、利用者を支援する時間を削っている。
- ・ 提出書類・報告書類等をみなおし、事務量の軽減を図ってほしい。いつなにを提出すればいいのかなどを年間計画でわかりやすくしてほしい。(五月雨式に連絡がくるのではなく、見通しが欲しい。)
- ・ 複数のホームを運営しているところ等は簡略化できるものはないか考えてほしい。
- ・ 実地指導(福祉指導監査課)と障害福祉課で連携をしてほしい。(以前よりは齟齬がなくなってきたと感じているが…)
- ・ 障害福祉課からくる文書で「ここが大事です!」みたいなポイントが見出しで分かるようにしてほしい。「情報提供」「重要」「提出必要」など、見出しにわかりやすく書いてほしい。メール文にも何をしなければいけないのかわかりやすく書いてほしい。

②人員不足の課題を解決して質の高い支援を提供したい

大津市障害者プラン第1部の8「計画の基本理念及び基本方針」(3)―⑥には「障害福祉人材の確保」として、「安定的で質の高い障害福祉サービスや障害福祉に関する事業を実施していくために、障害福祉を担う人材を確保し、定着を図るために、大学・専門学校との連携を深め、加えて転職者へのアプローチをします。」と書かれています。具体的に、取り組みを推進してほしい。

地域住民の方がグループホームの世話人の仕事をしていただいているケースも多くあります。いまだ反対運動も起こる地域への広報啓発と合わせてグループホームの社会的意義や仕事のやりがい、あるいは多様な働き方(芸術活動等自分のやりたいことと並行して夜間帯を中心に働けること等)が伝わるような工夫のある広報・宣伝活動をしてほしい。

③職員研修を充実させて、質の高い支援を提供したい

世話人はダブルワークをしている人も多く、ひとつひとつのGHでは研修の実施も難しくなっています。大津市全体で、参加しやすい形の研修を企画してほしい。出前講座、オンライン研修、動画配信等の研修を企画し、開催してほしい。

20 分くらいの短い動画をテーマごとに配信して職員会議の際に一緒に視聴し感想を述べあうような研修ができるようにするために、動画作成や編集などの予算を確保して取り組んでほしい。

④加齢による身体症状の変化に対応し、安心して暮らせる住まいにしたい

- ・障害のある方の中には、加齢による身体症状等が早期に現れる人がいます。転倒や誤嚥のリスクもあります。しかし、現状では、65 歳には達していない介護保険対象外の人で GH で暮らしにくい状況の人の行き場がありません。建物の老朽化、エアコン等の故障、次から次へとお金がかかる状況です。安心して生活してもらうために、改修費用の補助が欲しい。(お風呂もトイレも階段も玄関も…)
- ・介護用品のレンタルの仕組みが作れないだろうか。(老人ホーム等でお亡くなりになったケースの使わなくなった介護用品など)
- ・加齢に伴い通院が増えています。通院は GH の職員が付き添わなければならないことが多く、人件費の負担が大きい。GH 職員が通院同行する際のなんらかの手当がほしい。

⑤地域と連携して、住民として安心して暮らしたい

- ・障害者に対して差別的な感情を持つ住民もいる。自治会としては協力的だが、個別で隣近所で反対があったりする。事業所としては自治会活動に参加して連携しているが、自治会自体の組織率の低下もあり、自治会と連携すれはうまくいくわけではなくなっている。
- その中で地域連携推進会議を開催しないといけないということになったが、グループホームは入居者にとって「家」であるのに、知らない他人が見学に来るといのは、自分たちが見世物になっているように感じることもあるのではないか。見学者を受け入れることで利用者の危険につながることはないのだろうか。地域連携が必要なのは理解できるが、もっと良い方法はないだろうか。

⑥国の制度にかかわって

- ・グループホームは「家」である。住まいの場であり 24 時間の生活を支えるという報酬体系になっていない。GH は生活を見ているので、リスクがある。何かあると GH の責任になる。
- ・障害が軽度だが、問題が重たいケースについて。手帳は軽度だがさまざまなトラブルになるケースがある。自分で動けるからこそそのトラブルにもなる。障害の「軽度」という尺度だけで図って単価設定されているが、支援は複雑で難しい。
- ・被虐待ケース等について
若く・障害の軽いケースでも、家族からの虐待等で家から出て暮らしたい人や、保護が必要なケースもある。しかし、今の障害者 GH は中高年の重度の利用者が多く、20 代の若い人が暮らす環境になっていない。本人たちも共同生活は希望せず、望んでいない場所で支援をすることはむづかしい。しかし、障害もあり、保護や支援が必要であることも事実。市営住宅の空室を複数つかって、支援するなどの仕組みをつくれなから。「被虐待+障害」のケースを扱うスペシャル援助ホーム（サテライト型）のような仕組みが必要。
- ・移行支援住居の仕組みが実態にあっていない。大津では以前自立支援ホームがあったが、希望者も少なく閉所になった経緯がある。入所してくる方も被虐待等でトラウマケア等が必要であったが障害福祉の支援者にはそのスキルがなく、支援が難しかった。実態に合わせた仕組みにしてほしい。